

イギリスにおけるムラの形成と領主支配

國方 敬司

日本におけるイギリスの村落共同体に関する研究は、領主支配の研究と切り離しては語れない。大塚久雄を中心として、藤原浩・鶴川馨・吉岡昭彦等の研究は、いずれも両者の関係を解明することを、主要な課題のひとつとするものであった。その研究成果を大ざいにいうと、藤原をのぞいて、領主支配と共同体はきわめて密接な関係にあつたということになる。大塚はその点を端的に、「経済外強制なるものは、共同体關係に基づく共同態規制を土台とし、必ずそれをとおして現われてくる」と述べている。また、これらの研究における一つの特徴は、『村落共同体』が初めから存在していることを前提にしていることである。だから、『村落共同体』のなかから領主支配が形成されてくる、という説が有力なものとなっている。では、これらの説はいまの研究状況に照らしあわせて妥当といえるであろうか。この点を、本報告は、イギリスの研究動向を紹介することによって、再検討の俎上に載せようというのである。とはいへ、多岐にわたる研究の潮流をまんべんなく紹介することは不可能なので、ここでは、初期の所領構成の学説として近年とみに有力になつてゐる『multiple estate』論じ、ムラの形成についての新し

い研究を紹介することによって、その課題を果したいと考えている。

結論を先取りしていえば、最近の学説からみた場合、これまでの説を転倒し、『村落共同体』はある時点で、領主のかなり強い影響のもとで形成されたものである、と考える必要があるといえよう。G. R. J. Jones 等の説をまとめると、『multiple estate』とは、図式化していえば、それを構成する広範囲に分散する定住地が、たとえば、ある地点では大麦の栽培、ある地点では小麦の栽培、また別の地点では酪農といった、その地に適した農業を営むことによって、全体としての所領の経済的 requirement が充足される体制であった、といえる。しかも、こうした所領がマナに先行して、「アングロ・サクソン人がウェイズと北方の地との関係を最終的に分断した七世紀よりもまことに」存在していた、と考えられている。一方、定住地の発掘調査研究は、『multiple estate』を構成する定住地は孤立農園ないし小村であり、それらの寿命はせいぜい一～二世紀間であったことを明らかにするとともに、それらにかかる有核村落は、開放耕地制（リミッドランド制）の形成とともに随伴現象として、八～九世紀以降のある時点で、しかも領主の強い影響下にあらわれたことを、確認したのであった。

なお、最後につけ加えておくと、このような説からみた場合、大塚の「ケレディウム」の捉え方についても、再考の余地があるといえよう。